

報告第 27 号

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度市川市公営企業会計決算における資金不足比率について別冊監査委員の意見を付け次のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

市川市長　　村　越　　祐　民

資金不足比率

区分	令和元年度	経営健全化基準
下水道事業会計	— %	20 %

令和元年度の資金不足比率が「一%」となっているのは、本市の公営企業会計が黒字であり、算定の基礎となる資金の不足額（赤字）がないことによるものである。